

# 武雄市農業委員会

平成29年3月総会議事録

平成29年3月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成29年3月6日(月)  
(開会)午後1時50分 (閉会)午後2時45分

2. 場 所 武雄市役所 本庁3階会議室

3. 出席状況 出席者33人 欠席者 3人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見	○	
末藤良郎	○		(欠員)	—	
中村和仁	○		本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信	○	
小柳満	○		下平寅義	○	
西村元吉		○	松尾忠則	○	
小田康信	○		永尾廣次	○	
中村一明	○		中原位	○	
岩永和裕	○		東島豊	○	
松尾薫	○		坂口千代喜		○
向井健作	○		安永和廣		○
中野重信	○		浦川宗博	○	
馬場征三郎	○		坂口正勝	○	
井手辰巳	○		相原經憲	○	
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	○		川内智彦	○	
伊勢馬場一郎	○		岩橋久美	○	
境重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	8件
議案第3号	農地転用許可後の事業計画変更及び農地法 第5条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第4号	武雄市非農地証明について	3件
報告第1号	農地等形状変更届出について	2件

事務局長

ただ今から、平成29年3月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、6番西村委員、29番坂口委員、30番安永委員が欠席となっております。在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成29年3月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今回は、議案第1号から議案第5号までとなっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、7番小田康信委員、24番下平寅義委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

先月、ご審議いただいた農地法第4条の許可申請1件、5条が8件及び事業計画変更1件が許可となっております。

以上、報告します。

会長

さっそく議案第1号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が9件提出されております。この9件の案件について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この9件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

25番委員

7番、8番の件ですが、現在耕作している借受人に譲受したいということで、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会長

地元委員の説明が終わりましたので質疑を開始します。

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。

議案第1号農地法第3条の規定による9件の許可申請につきましては、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号農地法第3条の規定による9件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第2号を議題といたします。

農地法第5条の規定による許可申請が8件提出をされています。

この8件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この8件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

無いようですので、質疑を開始します。

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。

議案第2号 農地法第5条の規定による8件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 農地法第5条の規定による8件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に、議案第3号を議題といたします。

農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による許可申請が提出されています。

この件につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

無いようですので、質疑を開始します。

会 長

それでは、質疑も無いようですので議案3号の質疑をとどめます。

議案第3号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号農地転用許可後の事業計画変更及び農地法第5条の規定による許可申請につきましては、本委員会として許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

はい、それでは議案第4号を議題といたします。

平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第3号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第4号の質疑をとどめます。

議案第4号平成28年度武雄市農用地利用集積事業（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第5号を議題といたします。

武雄市非農地証明願い、3件について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第5号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども。何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。

議案第5号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第5号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に報告事項第1号として、農地等形状変更届出が2件ございますので、事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、この件につきましてご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成29年3月の農業委員会総会を終わります。どうもありがとうございました。